**長野県告示第104号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

令和4年3月17日

長野県知事 阿部 守一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
松本市立病院	松本市波田4417番地180	令和7年3月30日

医療政策課

長野県告示第105号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急診療所は、次のとおりです。

令和4年3月17日

長野県知事 阿部 守一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
医療法人山月会小諸医院	小諸市荒町二丁目1番1号	令和7年3月15日

医療政策課

長野県告示第106号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する申出を撤回しました。

令和4年3月17日

長野県知事 阿部 守一

名 称	所 在 地	撤 回 日
医療法人山月会小諸病院	小諸市荒町二丁目1番1号	令和4年3月16日

医療政策課

長野県告示第107号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和4年3月17日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
アイン薬局篠ノ井西店	長野市篠ノ井布施高田1142-1	令和4年3月1日
ウエルシア薬局松本野溝木工店	松本市野溝木工1丁目10番15号	令和4年3月1日
さくら薬局長野東口店	長野市栗田236-1	令和4年3月1日
訪問看護ステーション希望	上高井郡小布施町大字小布施851番地の4	令和4年3月1日
みのる訪問看護リハビリステーション	松本市寿2丁目4-13 メゾンブリアンバルB105	令和4年3月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第108号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

令和4年3月17日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

変更前の医療機関の
名称及び所在地

変更後の医療機関の
名称及び所在地

変更した年月日

あん訪問看護ステーション

あん訪問看護ステーション

令和4年2月14日

茅野市宮川3987-3

茅野市ちの 3499-1 タカハシビル3階

保健・疾病対策課

長野県告示第109号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、次のとおり障害者就業・生活支援センターから住所及び事務所の所在地を変更する旨の届出がありました。

令和4年3月17日

長野県知事 阿部 守一

名称	住所		事務所の所在地		変更年月日
	新	旧	新	旧	
社会福祉法人高水福祉会	中野市大字田上322番地	飯山市大字飯山3599番地1	中野市大字田上322番地	中野市笠原765-1 北信圏域障害者総合相談支援センター内	令和4年4月1日

障がい者支援課

長野県告示第110号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、次のとおり検査を実施します。

令和4年3月17日

長野県知事 阿部 守一

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
ヨーネ病予防のため	上田市 小諸市 佐久市のうち 浅科地区 南佐久郡 小海町 佐久穂町 南牧村のうち 板橋 海ノロのうち 野辺山原以外 海尻 広瀬 北佐久郡 軽井沢町 御代田町 立科町 小県郡 青木村 諏訪市 茅野市 諏訪郡	搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛 ただし、検査を不要と認めた牛は除く。	令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで	家畜伝染病予防法施行規則別表第1に規定されている検査法

富士見町のうち 立沢 乙事 境 原村 伊那市のうち 西箕輪及び 西春近以外 上伊那郡 辰野町 箕輪町のうち 箕輪 東箕輪 南箕輪村のうち 南原区以外 中川村 宮田村 飯田市のうち 上久堅 千代 川路 三穂 上郷 山本 伊賀良 下伊那郡 高森町 阿智村 泰阜村 喬木村 大鹿村 木曾郡 木曾町のうち 開田高原 南木曾町 木祖村 大桑村 松本市のうち 島内 島立 新村 和田 今井 芳川 里山辺 入山辺 神林 笹賀 岡田 中山 内田 寿 四賀 奈川 塩尻市 安曇野市のうち 豊科 穂高 東筑摩郡のうち 麻績村 大町市 北安曇郡のうち 小谷村 長野市のうち 信州新町地区 須坂市 上水内郡 信濃町 小川村 下高井郡 山ノ内町				
---	--	--	--	--

<p>上田市 小諸市 南佐久郡 小海町 佐久穂町 茅野市 諏訪郡 富士見町のうち 立沢 乙事 境 伊那市のうち 伊那 御園 坂下 荒井内の萱 小沢 横山 中の原 山寺 平沢 ますみヶ丘 小四郎久保 高遠町 長谷 上伊那郡 宮田村 飯田市のうち 山本 伊賀良 下伊那郡 高森町 阿智村 喬木村 木曾郡 上松町 大桑村 松本市のうち 芳川 里山辺 入山辺 神林 笹賀 岡田 中山 内田 寿 奈川 塩尻市 東筑摩郡のうち 麻績村 北安曇郡のうち 小谷村 長野市のうち 信州新町地区 須坂市 上水内郡 小川村 下高井郡 山ノ内町</p>	<p>繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛及び当該雌牛と同一施設内で飼育している牛 ただし、検査を不要と認めた牛は除く。</p>			
<p>県内全域</p>	<p>1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及び当該雄牛と同一施設内で飼育している牛 ただし、検査を不要と認めた牛は除く。 2 1以外の牛で、必要と認めるもの</p>			

伝達性海綿状脳症発生予防のため	県内全域	月齢若しくは推定月齢が満48月以上で死亡した牛又は死亡前に農林水産大臣が指定する症状を呈していた若しくは呈していた可能性が高い牛の死体 ただし、死亡前に歩行困難又は起立不能を呈していなかった牛が満96月未満で死亡した場合又は牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）施行規則第4条に該当する場合を除く。	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	酵素免疫測定法
アカバネ病の発生予察のため	県内全域	実施する区域で飼養されている牛（令和3年11月から令和4年4月までに生産され、かつ、最終採血が終了するまでワクチン接種を行わないものに限る。）のうち、地理的、自然的条件を考慮して選定するもの	令和4年6月1日から令和4年11月30日まで	中和試験
高病原性鳥インフルエンザ発生予防のため	県内全域	鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥のいずれか又は合わせて100羽以上（だちょうの場合にあっては、10羽以上）飼養している農場のうち必要と認めるもの	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	酵素免疫測定法、寒天ゲル内沈降反応検査及びその他必要な検査（年1回以上実施）
腐蛆病発生予防のため	県内全域	蜜蜂 ただし、検査を不要と認めた蜜蜂は除く。	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	臨床検査及び細菌検査
豚熱発生予防のため	県内全域	豚熱予防注射を実施した豚及びいのししのうち必要と認めるもの	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	酵素免疫測定法

園芸畜産課家畜防疫対策室

長野県告示第111号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、次のとおり注射を実施します。

令和4年3月17日

長野県知事 阿部 守一

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜の種類及び範囲	実施の期日	注射、薬浴又は投薬の別及びその方法
豚熱の発生予防のため	県内全域	豚及びいのしし（以下「豚等」という。） ただし、高度な隔離及び監視下にある豚等として農林水産省の確認を受けたものを除く。	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	豚熱予防注射

園芸畜産課家畜防疫対策室

長野県告示第112号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和4年3月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上伊那郡南箕輪村字大芝原2358の46、2358の49、2358の50、2358の55
- 2 保安林として指定された目的
風害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南箕輪村に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第113号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

令和4年3月17日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上伊那郡南箕輪村字大芝原2358の46、2358の49、2358の50、2358の55
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南箕輪村に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県飯田建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和4年4月6日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年3月17日

長野県飯田建設事務所長 細川 容宏

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊那生田飯田線

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
下伊那郡松川町元大島2800番の15地先から 下伊那郡松川町生田638番の6地先まで	旧	m	Km
		4.8 ~ 18.7	1.3090
同 上	新	10.7 ~ 31.0	1.5290
		4.8 ~ 18.7	1.3090
同 上	新	10.7 ~ 31.0	1.5290
		4.8 ~ 18.7	1.3090

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和4年4月6日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年3月17日

長野県松本建設事務所長 藤 本 濟

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 松本環状高家線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
安曇野市豊科高家5242番の60地先から 松本市島内1666番の444地先まで	旧	m	Km
		8.5 ~ 8.5	0.0726
同 上	新	11.5 ~ 11.5	0.0726
		11.5 ~ 11.5	0.0726

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和4年4月6日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年3月17日

長野県飯田建設事務所長 細 川 容 宏

- 1 路 線 名 伊那生田飯田線
- 2 供用を開始する区間
下伊那郡松川町元大島2800番の15地先から
下伊那郡松川町生田638番の6地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和4年3月22日

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和4年4月6日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年3月17日

長野県松本建設事務所長 藤 本 濟

- 1 路線名 松本環状高家線
- 2 供用を開始する区間
安曇野市豊科高家5242番の60地先から
松本市島内1666番の444地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和4年3月18日

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和4年4月6日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

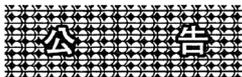
令和4年3月17日

長野県長野建設事務所長 吉川達也

- 1 路線名 長野真田線
- 2 供用を開始する区間
長野市松代町大字西寺尾字午新田1592番の1地先から
長野市松代町大字東条字返町3363番の1地先まで

長野市松代町大字東条字中条2936番の2地先から
長野市松代町大字豊栄字宮崎6343番の2地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和4年3月20日

道路管理課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年3月17日

長野県知事 阿部守一

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入をする物品等及び数量
サーバー仮想化統合基盤（第三統合基盤）一式
 - (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
 - (3) 借入期間
令和4年10月1日から令和10年9月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
 - (4) 借入場所
入札説明書及び仕様書によります。
 - (5) 入札方法
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。